

## 長崎県と株式会社ポーラとの包括連携協定書

### (協定の変更)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

長崎県（以下「甲」という。）と株式会社ポーラ（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

#### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携・協力する。

- (1) 多様性の理解促進・子どもの健全育成に関するこ
- (2) 若者・女性の活躍推進に関するこ
- (3) 結婚・子育て支援に関するこ
- (4) 健康・長寿・生きがいの促進に関するこ
- (5) がんとの共生に関するこ
- (6) その他、地方創生の推進やまちづくりに関するこ

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施方法については、甲乙合意の上、決定する。

3 甲及び乙は、第1項各号に定める連携事項を推進するに当たって、県内市町、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙のグループ企業等に実施させることができる。

#### （協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による更新しない旨の申し出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後も同様とする。

#### （協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除するものとする。

### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、第三者（第2条第4項に定める乙のグループ企業等を除く）に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に書面により承諾を得た場合は、この限りではない。

### （疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年12月22日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県知事

大石 賢吾

乙 東京都品川区西五反田二丁目2番3号

株式会社ポーラ  
代表取締役社長

小林 球磨